

改定後（新）	改定前（旧）
秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管－301) 第1条～第4条 （略） (モデル工事の対象工種) 第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。 (1) (2) （略） <u>(3) 河川浚渫</u> <u>(4) 地盤改良工</u> <u>(5) 法面工</u> <u>(6) 付帯構造物設置工</u> <u>(7) 舗装工（修繕工）</u> <u>(8) 土工（1, 000m3未満）</u> <u>(9) 構造物工（橋脚・橋台）</u> <u>(10) 擁壁工</u> <u>(11) 基礎工</u> <u>(12) 構造物工（橋梁上部）</u> <u>(13) コンクリート堰堤工</u> <u>※作業土工（床掘）、小規模土工は④3次元出来形管理等による施工管理が該当しないため適用外</u> 第6条 ～ 第14条 （略） (その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。 (1) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（実施編）」 (2) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」 2 ただし、次に掲げるものは適用しない。 (1) 土工、<u>舗装工、舗装工（修繕工）、及び土工（1, 000m3未満）</u>については、前項第1号のうち、「1－1」、「1－3」及び「4－3」 (2) <u>河川浚渫、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、</u>構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、構造物工（橋梁上部）、及びコンクリート堰堤工については、前項第<u>1</u>号のうち、「1－1」、「1－2」及び「4－3」	秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管－301) 第1条～第4条 （略） (モデル工事の対象工種) 第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。 (1) (2) （略） _____ _____ _____ _____ _____ <u>(3) 構造物工（橋脚・橋台）</u> <u>(4) 擁壁工</u> <u>(5) 基礎工</u> <u>(6) 構造物工（橋梁上部）</u> <u>(7) コンクリート堰堤工</u> _____ 第6条 ～ 第14条 （略） (その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。 (1) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（実施編）」 (2) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」 2 ただし、次に掲げるものは適用しない。 (1) 土工<u>及び舗装工</u>_____については、前項第1号のうち、「1－1」、「1－3」及び「4－3」 (2) _____構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、構造物工（橋梁上部）、及びコンクリート堰堤工については、前項第<u>2</u>号のうち、「1－1」、「1－2」及び「4－3」

改定後（新）	改定前（旧）
附 則 この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。 附 則 （令和３年９月９日技管－３３３ 一部改正） この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則 （令和４年３月１日技管－６９３ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則 （令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正） この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 附 則 （令和６年３月８日技管－８５１ 一部改正） この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 附 則 （令和６年９月１１日技管－４１２ 一部改正） この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。 <u>附 則 （令和７年７月２９日技管－３２４一部改定）</u> <u>この要綱は、令和７年７月２９日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。 附 則 （令和３年９月９日技管－３３３ 一部改正） この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則 （令和４年３月１日技管－６９３ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則 （令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正） この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 附 則 （令和６年３月８日技管－８５１ 一部改正） この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 附 則 （令和６年９月１１日技管－４１２ 一部改正） この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。